

府監第1431号

平成23年8月3日

請 求 人 様

大阪府監査委員 磯部 洋

同 赤木 明夫

同 京極 俊明

同 中野 雅司

同 清水 涼子

### 住民監査請求について（通知）

平成23年7月8日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

### 記

#### 第1 請求の内容

本件住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『 能勢町への府民牧場無償譲渡の中止

#### 請求の要旨

大阪府は6月6日の戦略本部会議で、府民牧場を廃止し能勢町に無償譲渡の方針を決定したが、平成11年9月に約28億円の費用を掛けリニューアルしたばかりだ。無償譲渡は大阪府の財産を無駄に放棄することで検討が必要だ。

#### 請求の理由

1. 平成11年9月にオープンした府民牧場は、用地費（買い増し分）5.6億円、造成費4.7億円、施設整備費17.2億円を費やした施設である。約170,000㎡の敷地面積の内、51,000㎡（30%）が平坦地といわれている。その平坦地は市街化区域と隣接し、上下水道も整備され、主要道路に面した場所である。
2. 能勢町の財政は大阪府ほど逼迫していない。一般会計50億規模の自治体だが、過去5年間に財政調整基金に15億円積み増ししている。また財

政健全化法の4指標もほとんど問題ない。一部建物を有償にするとはいえ、それなりの金額を求めるべきだ。

3. 大阪府は約28億円かけオープンしているが、その原資は府債で賄われ、30年の償還と聞く。現在の残高は正確にわからないが、かなりの残高があると思われる。譲渡後この返済を続けなければならなくなり、府民の理解を得られない。

以上

上記のとおり地方自治法第242条1項より、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

別紙

資料1・・・公の施設基本情報

資料2・・・朝日新聞 2011年4月8日

追記 能勢町への府民牧場無償譲渡の中止を知事に求める。』

## 第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査を行い、非違の防止・是正の措置をとることを監査委員に請求する権能を認めたものである。また、同項では当該請求は財務会計行為等がなされることが相当の確実さをもって予測される場合にもできる旨規定している。

このことから解釈すると、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等が存在しない場合又はなされることが相当の確実さをもって予測できない場合には住民監査請求の対象が存在しないことになるため、その要件を欠くものというべきである。

- 2 本件において、請求人らは、大阪府府民牧場の無償譲渡は、大阪府の財産を無駄に放棄することで中止すべきと主張している。
- 3 しかしながら、本件請求の対象となる財務会計行為等は未だ存在していない。また、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合とは、当該行為がなされるおそれが存在する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけではなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって、客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解されているところ、大阪府府民牧場に係る財産を無償譲渡するには、その前提として、大阪府府民牧場を廃止するため大阪府府民牧場条例（平成11年大阪府条例第4号）の廃止に係る大阪府議会の議決を得る必要があるが、当該議決は得られておらず、また、施設廃止後の財産の処分について大阪府議会で審議がなされていないため、当該具体性を備えている場合には該当しない。

## 第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない不適法な監査請求であるから却下する。